

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 経理経営課]

事業名
1款 1項 1目
下水道使用料

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	1-1-1 1
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				
		国	県		企業債	下水道使用料等
令和3年度	60,396,413	0				60,396,413
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	62,069,537					62,069,537
増△減	△ 1,673,124	0	0	0	0	△ 1,673,124

予算	支出		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費	60,757,433	60,737,698	61,301,107
企業債+下水道 使用料等			
決算	事業費	60,742,402	60,665,486
	企業債+下水道 使用料等		60,246,064

予算	支出	
	令和4年度	令和5年度
事業費	62,179,754	62,179,754
企業債+下水道 使用料等		

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

横浜市下水道条例に基づき、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。（施設維持管理財源等の一部に充当）
根拠・データ等： 事業の必要性が確認できる基礎データ
→ 世帯人口、水量区分ごとの延べ調定件数・排出量・使用料の推移等

【令和3年度実施内容と期待される効果】

○現状： 下水道使用料の調定件数の増加に比べ、使用料収入は1件あたりの排出量が減少（小口化が進行）している。
○実施内容： 公共下水道使用者への周知徹底、定期的な徴収及び調査等により、公平かつ適正な賦課徴収を行う。
○期待される効果： 持続可能な下水道事業に必要な経営資源を確保し、適切な下水処理・管理運営等を行うことで、安全・安心と公共衛生上の利益を使用者に提供する。

【実績及び今後見込み】

	単位	28年度実績	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
延調定件数	件	21,871,311	22,041,594	22,275,419	22,528,974	22,694,982	22,574,319
排出量	千m ³	378,448	380,400	379,960	377,988	380,714	377,119
平均排出量	m ³ /件	17.30	17.26	17.06	16.78	16.78	16.71
使用料収入(税込)	千円	60,495,260	60,742,402	60,665,486	60,246,064	62,069,537	60,396,413
使用料収入(税抜)	千円	56,019,690	56,248,582	56,177,173	55,432,446	56,426,940	54,905,912

※延調定件数・排出量・平均排出量は一般汚水・処理区域分

【事業費の内訳】

税抜	単位	令和3年度	令和2年度
	千円	54,553,639	56,070,745
一般汚水処理	千円	631,666	639,474
(うち減免額)	千円	7,896	8,829
浴場汚水処理	千円	216,442	190,032
加算下水道	千円	127,936	157,335
前処理	千円	54,905,912	56,426,940
小計(税抜)※1	千円	907	978
免税対象	千円	54,905,005	56,425,962
課税対象	千円	5,490,501	5,642,596
消費税	千円	60,396,413	62,069,537
合計(税込)※2	千円		

(※1,2)端数処理のため、合計が一致しないことがあります。

(使用料改定の変遷)

	S50.12 暫定	S51.10 本使用	S53.8	S56.12	S60.4	H5.4	H8.4	H12.1 暫定	H13.4 本使用
平均改定率	—	—	68.8%	55.0%	46.2%	22.7%	13.1%	6.7%	9.9%
累進度	7.50	8.50	9.06	9.58	7.38	8.00	7.32	6.02	5.99
(参考)20m3税抜	300円	300円	510円	790円	1,250円	1,450円	1,680円	1,798円	1,850円

(減免・免税対象)

・ 減免相当額(税抜)： 基本料金の減免額<対象：身体障害者世帯・ひとり親世帯等> △631,666 千円
・ 消費税等免税対象： 米軍・外交関係(大使館・領事館) 907 千円

【事業スケジュール】

使用料徴収一過年

【事業開始年度】

昭和26年度

【根拠法令】

下水道法第20条、横浜市下水道条例第18条、横浜市下水道条例施行規則第22条、第23条

【根拠とするデータ等】

過年度実績値、政策局作成による世帯数と人口統計

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	下水道使用料・出納担当
	檜山 敏浩	安斉 英文	林田 芳代子